

別 紙

○ 国営総合農地防災事業実施要領(平成元年7月7日付け元構改D第579号農林水産省構造改善局長通知)一部改正新旧対照表
(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(事業内容等)</p> <p>第2 <u>本事業の実施内容は、次によるものとする。</u></p> <p><u>1・2</u> (略) (削る。)</p> <p><u>3～5</u> (略)</p> <p><u>6 要綱第2の1の(5)の「これに相当する国有の農業用ため池」</u> <u>とは、国が国有財産法（昭和23年法律第73号）第3条第2項</u> <u>に規定する行政財産として所有する農業用ため池であって、防</u> <u>災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措</u> <u>置法施行令（令和2年政令第277号）で定める防災重点農業用</u> <u>ため池の要件に適合するものをいう。</u></p> <p><u>7・8</u> (略)</p> <p><u>9 要綱第2の1の(6)のアの「構造が河川管理上不適当である</u> <u>こと等」とは、構造物の強度の不足、洪水流下能力の不足、構</u> <u>造物の転倒等の可能性、構造物の変状等による機能低下又は脆</u> <u>弱化</u>その他これらに類する事由により河川の治水機能が低下</p> <p>していることをいう。</p> <p><u>10～15</u> (略)</p> <p><u>16 要綱第2の2の(11)の「重要度及び緊急性が高い施設」とは、</u> 次の(1)及び(2)に該当するものとする。</p> <p>(1) 重要度が高い施設とは、損傷、機能停止等が発生した場</p>	<p>(事業内容等)</p> <p>第2</p> <p><u>1・2</u> (略)</p> <p><u>3. 要綱第2の1の(2)の「豪雨災害を防止」とは、最大で30年</u> <u>に1回程度までの降雨規模に対応する整備水準の範囲内での</u> <u>対策のことをいう。</u></p> <p><u>4.～6.</u> (略) (新設)</p> <p><u>7・8.</u> (略)</p> <p><u>9. 要綱第2の1の(6)のアの「構造が河川管理上不適当である</u> <u>こと等」とは、構造物の強度の不足、洪水流下能力の不足、構</u> <u>造物の転倒等の可能性その他これらに類する事由により河川</u> <u>の治水機能が低下していることをいう。</u></p> <p><u>10.～15.</u> (略)</p> <p><u>16. 要綱第2の2の(11)の「重要度及び緊急性が高い施設」とは、</u> 次の(1)及び(2)に該当するものとする。</p> <p>(1) 重要度が高い施設とは、損傷、機能停止等が発生した場</p>

合、次のいずれかに該当する施設とする。ただし、要綱第2の1の(3)の対策が必要な施設は、アからウまでの規定にかかるらず、第2の3に規定した要件を満たすものとする。

ア 施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きい施設

イ 地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど、避難・救護活動への影響が大きい施設

ウ 地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設

(2) (略)

17. 要綱第2の1の(1)から(6)まで及び(8)に掲げる事業の対象となる農業用用排水施設と一体的に整備される太陽光発電施設は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(負担軽減措置の指導)

第3 本事業は、農業用用排水施設の機能を回復若しくは維持し、又は地震若しくは豪雨に対する安全性を向上させ、災害の未然防止を図るものであることから、国庫負担額を除いた残額の負担については都道府県費、市町村費をもって充当し、受益農業者の負担軽減に努めるよう地方農政局長は都道府県知事、市町村長を指導するものとする。

(調査及び全体実施設計等の実施)

第4 本事業に係る調査及び全体実施設計等の実施は、次によるものとする。

1. 要綱第4に規定する調査及び全体実施設計の実施は、調査に

合、次のいずれかに該当する施設とする。ただし、要綱第2の1の(3)の対策が必要な施設は、アからウまでの規定にかかるらず、第2の4に規定した要件を満たすものとする。

ア 施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きいもの

イ 地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど、避難・救護活動への影響が大きいもの

ウ 地域の経済活動や生活機能への影響が大きいもの

(2) (略)

17. 要綱第2の1の(1)から(6)まで及び(8)に掲げる事業の対象となる農業用用排水施設と一体的に整備される太陽光発電施設は、次に掲げるものとする。

ア・イ (略)

(負担軽減措置の指導)

第3 本事業は、農業用用排水施設の機能を回復し、災害の未然防止を図ることから、国庫負担額を除いた残額の負担については都道府県費、市町村費をもって充当し、受益農業者の負担軽減に努めるよう地方農政局長は都道府県知事、市町村長を指導するものとする。

(調査及び全体実施設計等の実施)

第4

1. 要綱第4に規定する調査及び全体実施設計の実施は、調査に

については、国営土地改良事業地区調査実施要領（平成元年7月7日付け元構改C第717号構造改善局長通知。以下「地区調査実施要領」という。）、全体実施設計については、全体実施設計要綱（昭和54年3月20日付け54構改D第131号構造改善局長通知）に基づき行うものとする。

2 要綱第4の1の(1)に規定する緊急防災等工事計画については、地区調査実施要領の様式6において別途指示する内容として、別紙1に掲げる事項を記載するものとする。

3 耐震化対策の実施に当たっては、学識経験者等により構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置し、次に掲げる事項について意見を聴取するものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 耐震化対策工法
- (4) (略)

また、事業実施期間中等も必要に応じて第三者委員会の意見を聴取するものとする。

（複数の指定工事）

第5 要綱第5において、次に掲げる全ての要件を満たす場合にあっては、特例的に複数の指定工事を指定することができる。

この場合、それぞれの指定工事ごとに土地改良事業計画において指定するとともに、要綱第6に定める事業の採択及び要綱第7に定める負担金の支払いの始期は、それぞれの指定工事ごとに適用する。

- (1)・(2) (略)

（採択基準）

については、国営土地改良事業地区調査実施要領（平成元年7月7日付け元構改C第717号構造改善局長通知）、全体実施設計については、全体実施設計要綱（昭和54年3月20日付け54構改D第131号構造改善局長通知）に基づき行うものとする。

（新設）

2. 耐震化対策の実施に当たっては、学識経験者等により構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置し、次に掲げる事項について意見を聴取するものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 耐震対策工法
- (4) (略)

また、事業実施期間中等も必要に応じて第三者委員会の意見を聴取するものとする。

（複数の指定工事）

第5 要綱第5において、次の全てを満たす場合にあっては、特例的に複数の指定工事を指定することができる。

この場合、それぞれの指定工事ごとに土地改良事業計画において指定するとともに、要綱第6に定める事業の採択及び要綱第7に定める負担金の支払いの始期は、それぞれの指定工事ごとに適用する。

- (1)・(2) (略)

（採択基準）

第7 要綱第6の規定により、区分して採択する場合には、一期事業(当該事業のうち、早期に採択される部分をいう。以下同じ。)及び二期事業(当該事業のうち、一期事業以外の部分をいう。以下同じ。)の採択に当たり、二期事業の採択についての地元(申請人又は関係土地改良区及び関係市町村)の意向を確認する書面が提出されていることとする。

[別紙1]

国営〇〇緊急防災等工事計画書

第1章 目的

第2章 地域及び地積

第1節 地域

第2節 地積

第3章 現況

第1節 気象及び海象

1 一般気象

2 特殊気象

3 海象

第2節 土地状況

1 地形、土壤

2 土地利用の状況

3 土地所有の状況

第3節 水利状況

1 用水状況

2 排水状況

3 河川状況

第7 要綱第6の規定により、区分して採択する場合には、一期事業(当該事業のうち、早期に採択される部分をいう。以下同じ。)及び二期事業(当該事業のうち、一期事業以外の部分をいう。以下同じ。)の採択に当たり、二期事業の採択についての地元(申請人又は関係土地改良区及び関係市町村)の採択についての意向を確認する書面が提出されていることとする。

(新設)

第4節 道路概況

1 道路概況

第5節 地域農業の概況

1 産業別就業人口

2 経営耕地広狭別農業経営体数

3 主要家畜頭数

4 主要作物作付状況

5 農業の動向

第6節 地域環境の概況

第4章 一般計画

第1節 事業計画の要旨

1 要旨

2 事業別面積

第2節 営農計画及び土地利用計画

1 営農計画の概要

2 土地利用区分

3 作付方式

4 生産計画

5 労働改善計画

第3節 用水計画

1 計画基準年

2 計画かんがい方式

3 計画用水系統

4 計画用水量

5 水源計画

第4節 排水計画

- 1 計画基準雨量
- 2 計画排水方式
- 3 計画排水系統
- 4 計画排水量
- 5 排水対策
- 6 滞水検討

第5節 洪水調節計画

- 1 計画基準雨量
- 2 計画洪水量及び調節量
- 3 貯水池
- 4 洪水調節検討
- 5 管理計画

第6節 老朽たぬ池改修計画

- 1 洪水吐改修計画
- 2 堤体補強計画
- 3 取水施設改修計画

第5章 主要工事計画

第1節 用水施設

- 1 貯水池
- 2 頭首工
- 3 揚水機
- 4 用水路
- 5 その他かんがい施設

第2節 排水施設

- 1 排水水門
- 2 排水機

3 排水路

4 その他排水施設

第3節 洪水調節施設

1 貯水池

2 頭首工及び導水路

第4節 老朽ため池改修施設

1 貯水池

2 堤体補強施設

第6章 附帯工事計画

第7章 工事の着手及び完了の予定時期

第8章 環境との調和への配慮

第9章 事業費の総額及び内訳

第10章 効用

第11章 関連する事業

第12章 現況・計画図面

1 現況平面図

2 計画平面図及び土地利用計画図

3 主要構造図

4 図面目録

注1) 緊急防災等工事計画書は、「土地改良事業の計画の概要及び
計画の作成について」(昭和42年11月6日付け42農地C第375号
農地局長通知)の別紙(2)に定める第1表から第28表までに準
じて記載するものとする。

注2) 節又は項に該当する事項のない場合は、当該節又は項につい
ては記載しないこととする。

注3) 当該事業実施前後で一般計画に変更が生じない等の場合には、緊急防災等工事計画の内容に影響のない範囲で、関係する節又は項を省略することができる。

(参考) 国営○○緊急防災等工事計画書記載要領

項目	記載要領
<u>第1章 目的</u>	<u>当該事業の目的を記載する。</u>
<u>第2章 地域及び地積</u>	
<u>第1節 地域</u>	<u>当該事業の施行に係る地域を記載する。</u>
<u>第2節 地積</u>	<u>当該事業によって受益する土地の現況面積を記載する。</u>
<u>第3章 現況</u>	
<u>第1節 気象及び海象</u>	<u>平均気温、降水量等の気象条件を記載する。なお、当該条件が一般計画及び主要工事計画の内容に影響を及ぼすものでない場合、当該項を省略することができる。</u>
<u>第2節 土地状況</u>	<u>地形条件、土地利用及び土地所有の状況を記載する。なお、当該条件が一般計画及び主要工事計画の内容に影響を及ぼすものでない場合は第1項及び第2項を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第2項、第4項又は第6項の規定に基づく負担金の徴収を行わない場合は第3項を、それぞれ省略すること</u>

第3節 水利状況

ができる。

当該事業に関する用排水系統、農業用排水施設及び河川の状況並びにこれらに関する被害状況を記載する。なお、当該条件が一般計画及び主要工事計画の内容に影響を及ぼすものでない場合、当該項は概略の記載としてよい。

第4節 道路概況

受益地内の主要道路等の状況の概略を記載する。

第5節 地域農業の概況

農業経営体数、作付面積等の概況を記載する。なお、当該事業実施前後で地域の営農計画及び土地利用計画に変更が生じない場合、本節を省略することができる。

第6節 地域環境の概況

地域の位置、地形、地勢等について、その特徴を記載する。

第4章 一般計画

第1節 事業計画の要旨

当該事業計画の要旨（関係市町村、対象面積、事業内容、主要工事概要と目的、地区の目標等）について記載する。

第2節 営農計画及び土地利用計画

当該事業の実施を契機として指向する営農計画及び土地利用計画について記載する。なお、当該事業実施前後で地域の営農計画及び土地利用計画に変更が生じない場合、第2項、第3項及び第5項を省略することができる。

第3節 用水計画

当該事業計画に用水施設が含まれる場合に記載する。なお、当該事業実施前後で第3章第3節の水利状況に変更が生じない場合、第3項から第5項までを省略することができる。

第4節 排水計画

当該事業計画に排水施設が含まれる場合に記載する。なお、当該事業実施前後で第3章第3節の水利状況に変更が生じない場合、第3項から第6項までを省略することができる。

第5節 洪水調節計
画

ダム等において洪水調整を行う場合に記載する。

第6節 老朽ため池
改修計画

ため池改修（地震対策、豪雨対策又は劣化対策）を行う場合に記載する。

第5章 主要工事計画

第1節 用水施設

対象施設に用水施設が含まれる場合に当該施設の工事概要を記載する。

第2節 排水施設

対象施設に排水施設が含まれる場合に当該施設の工事概要を記載する。

第3節 洪水調節施
設

ダム等において洪水調整を行う場合に当該施設の工事概要を記載する。

第4節 老朽ため池
改修施設

対象施設にため池が含まれる場合に当該施設の工事概要を記載する。

第6章 附帯工事計画

附帯工事の内容を記載する。なお、附帯工事がない場合には、該当がない旨を記載する。

<u>第7章 工事の着手及び完了の予定期</u>	<u>当該事業の着手及び完了の予定期</u> <u>を記載する。</u>
<u>第8章 環境との調和への配慮</u>	<u>当該事業の施行に係る環境との調和への配慮について記載する。</u>
<u>第9章 事業費の総額及び内訳</u>	<u>当該事業の総額及びその内訳を記載する。</u> <u>内訳は、主要工事費及び附帯工事費のそれぞれの合計額を記載する。</u>
<u>第10章 効用</u>	<u>当該事業の施行によって生ずる効果について記載する。</u>
<u>第11章 関連する事業</u>	<u>当該事業と一体となって効果を発現する事業について記載する。</u>
<u>第12章 現況・計画図面</u>	<u>現況土地利用及び現況施設、土地利用計画及び施設計画並びに主要施設の構造を表示する。</u>

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。

国営総合農地防災事業実施要領

平成元年7月7日付け元構改D第579号
最終改正 令和7年4月1日付け6農振第2952号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

農林水産省農村振興局長

(適用)

第1 国営総合農地防災事業（以下「本事業」という。）の実施については、国営総合農地防災事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第486号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）によるものほか、この要領に定めるところによる。

(事業内容等)

第2 本事業の実施内容は、次によるものとする。

- 1 要綱第2の1の(1)の「機能が低下している」とは、次のいずれかに該当することをいう。
 - (1) 地盤沈下（地下水の採取が法律等により規制されている地域内の地盤沈下をいう。）、流域開発等の他動的要因により農業用排水の効用がおむね30%以上低下していること。
 - (2) 家庭雑排水等の流入に起因して農業用排水の水質の基準値が、農業用水にあっては別表第1、農業排水にあっては別表第2の基準を満たすこと。
- 2 要綱第2の1の(2)の「豪雨により排水能力不足が顕著となった農業用排水施設」とは、おむね過去10年間に想定を上回る豪雨による農地、農作物及び農業用排水施設に関する被害額が当該地域の農業所得額の10%を超過した地域にある施設とする。
- 3 要綱第2の1の(3)の「耐震化」を行う農業用排水施設は、次のいずれかに該当する施設であって、一度発生すれば大災害になり得る地震動に対する耐震性を有していないものとする。
 - (1) 施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が極めて大きい施設
 - (2) 地域防災計画によって避難路に指定されている道路に隣接するなど、避難・救護活動への影響が極めて大きい施設
 - (3) 地域の経済活動や生活機能への影響が極めて大きい施設
 - (4) 次のいずれかに係る地域にある施設にあっては、(1)から(3)までの規定にかかわらず、(1)から(3)までに規定する事項への影響が大きいもの
 - ア 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域
 - イ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域
 - ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条第1項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
 - エ 首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第3条第1項に規定する首都直下

地震緊急対策区域

- 4 要綱第2の1の(3)並びに第2の2の(3)のア及びイの「耐震化と一体不可分な範囲」とは、耐震化を行う農業用排水施設のうち、耐震化を行う箇所の機能を安定的に発揮させる上で、一体的に機能保全を行う必要がある範囲をいう。
- 5 要綱第2の1の(5)の「防災重点農業用ため池」とは、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第2条第2項に規定するものをいう。
- 6 要綱第2の1の(5)の「これに相当する国有の農業用ため池」とは、国が国有財産法（昭和23年法律第73号）第3条第2項に規定する行政財産として所有する農業用ため池であって、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令（令和2年政令第277号）で定める防災重点農業用ため池の要件に適合するものをいう。
- 7 要綱第2の1の(6)のアの「地震等の異常な天然現象」とは、地震、暴風洪水、高潮その他異常な天然現象をいう。
- 8 要綱第2の1の(6)のアの「機能低下」とは、基幹土地改良施設が耐用年数以内にあって、障害を生じ、通常の維持管理に耐えないとをいう。
- 9 要綱第2の1の(6)のアの「構造が河川管理上不適当であること等」とは、構造物の強度の不足、洪水流下能力の不足、構造物の転倒等の可能性、構造物の変状等による機能低下又は脆弱化その他これらに類する事由により河川の治水機能が低下していることをいう。
- 10 要綱第2の2の(1)から(3)までに掲げる事業の末端支配面積は、事業完了予定年度の5年後までのいずれかの年度（以下「計画年度」という。）に見込まれる面積（以下「計画面積」という。）とすることができるものとする。この場合、計画面積により末端支配面積の要件を満たすこととする農業用排水施設については、次のとおり、土地利用計画の提出及び土地利用の実績の報告を行うものとする。
 - (1) 地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、別記様式第1号により土地利用計画を作成して農村振興局長の承認を受けるものとする。なお、計画年度は、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。
 - (2) 地方農政局長は、別記様式第2号により土地利用の実績を計画年度の翌年度の5月末日までに農村振興局長に報告するものとする。
 - (3) 農村振興局長は、(2)及び(4)の規定により報告があった計画年度の土地利用の実績が要綱第2の2の(1)から(3)までに掲げる事業の計画面積を満たさない場合にあっては、地方農政局長に対し、改善措置を講じるよう指導するものとする。
 - (4) 地方農政局長は、(3)の規定により指導を受けた場合にあっては、速やかに別記様式第3号により改善計画を提出するとともに、改善計画の計画年度までの毎年度、土地利用状況を調査し、その翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により土地利用の実績を農村振興局長に報告するものとする。なお、改善計画の計画年度は、改善指導を受けた年度の5年後までのいずれかの年度とする。
- 11 要綱第2の2の(2)の(ウ)のcの「整備及び管理に係る費用」は、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針の制定について」（平成19年3月28日付け18農振第1596号農村振興局長通知）に基づき算出した総費用と、評価期間（40年に当該事業の工事期間を加えた期間）において発生する維持管理費の合計額とする。
- 12 要綱第2の2の(3)のアの(カ)及びイの(オ)並びに第4の3の(1)に規定する「農村振興局長が別に定める計画」とは、国営かんがい排水事業実施要領（平成元年7月7日付け元構改D第533

号農林水産省構造改善局長通知) の第5の(1)のアからケまでの項目を記載した計画のことをいう。

- 13 要綱第2の2の(3)のイの(イ)に規定する通水能力等に相当する能力を有する農業用用排水施設は、次の(1)又は(2)に掲げるものとする。
- (1) 当該施設により用水の供給を受ける土地において必要な農業用水の過半を超える用水を供給するための一連の用水系統を構成する用水施設
 - (2) 排水施設
- 14 要綱第2の2の(10)のアの「(1)から(6)まで及び(8)に掲げる末端支配面積の要件(以下「末端支配面積要件」という。)を満たさない農業用用排水施設に係る水管理システムの整備を行うことが必要である場合」とは、本事業として行う方が地区全体の農業被害の解消等の面から効率的かつ効果的であることが明らかな場合をいう。
- 15 要綱第2の2の(10)のイの「農村振興局長が別に定める要件」とは、第2の1の(2)に該当する機能の低下に係るものであることとする。
- 16 要綱第2の2の(11)の「重要度及び緊急性が高い施設」とは、次の(1)及び(2)に該当するものとする。
- (1) 重要度が高い施設とは、損傷、機能停止等が発生した場合、次のいずれかに該当する施設とする。ただし、要綱第2の1の(3)の対策が必要な施設は、アからウまでの規定にかかわらず、第2の3に規定した要件を満たすものとする。
 - ア 施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きい施設
 - イ 地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど、避難・救護活動への影響が大きい施設
 - ウ 地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設
 - (2) 緊急性が高い施設とは、不測の事態が発生した施設とする。
- 17 要綱第2の1の(1)から(6)まで及び(8)に掲げる事業の対象となる農業用用排水施設と一体的に整備される太陽光発電施設は、次に掲げるものとする。
- (1) 停電時にも農業用用排水施設の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業用用排水施設に直接供給できる機能を有するもの
 - (2) 停電時にも発電電力を農業用用排水施設の管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有するもの

(負担軽減措置の指導)

第3 本事業は、農業用用排水施設の機能を回復若しくは維持し、又は地震若しくは豪雨に対する安全性を向上させ、災害の未然防止を図るものであることから、国庫負担額を除いた残額の負担については都道府県費、市町村費をもって充当し、受益農業者の負担軽減に努めるよう地方農政局長は都道府県知事、市町村長を指導するものとする。

(調査及び全体実施設計等の実施)

第4 本事業に係る調査及び全体実施設計等の実施は、次によるものとする。

- 1 要綱第4に規定する調査及び全体実施設計の実施は、調査については、国営土地改良事業地区調査実施要領(平成元年7月7日付け元構改C第717号構造改善局長通知。以下「地区調査実施要領」という。)、全体実施設計については、全体実施設計要綱(昭和54年3月20日付け54構改D第131号構造改善局長通知)に基づき行うものとする。

- 2 要綱第4の1の(1)に規定する緊急防災等工事計画については、地区調査実施要領の様式6において別途指示する内容として、別紙1に掲げる事項を記載するものとする。
- 3 耐震化対策の実施に当たっては、学識経験者等により構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置し、次に掲げる事項について意見を聴取するものとする。
 - (1) 施設の重要度
 - (2) 施設の耐震性
 - (3) 耐震化対策工法
 - (4) その他必要な事項

また、事業実施期間中等も必要に応じて第三者委員会の意見を聴取するものとする。

(複数の指定工事)

第5 要綱第5において、次に掲げる全ての要件を満たす場合にあっては、特例的に複数の指定工事を指定することができる。

この場合、それぞれの指定工事ごとに土地改良事業計画において指定するとともに、要綱第6に定める事業の採択及び要綱第7に定める負担金の支払いの始期は、それぞれの指定工事ごとに適用する。

- (1) 1の指定工事とした場合、著しく多額の事業費を要することとなるとともに、それぞれの指定工事ごとに一定規模以上のまとまりを有すること。
- (2) それぞれの指定工事ごとの完了の時期が大幅に異なると明らかに見込まれること。

(一括採択の特例)

第6 次に掲げる場合には、要綱第6の規定にかかわらず指定工事と指定工事以外の工事とを同時に採択できるものとする。

- (1) 指定工事と指定工事以外の工事に区分した場合、いずれかの区分の総事業費が全体事業費に比べて著しく小さい場合
- (2) 工事工程から、一括して採択することが必要と認められる場合

(採択基準)

第7 要綱第6の規定により、区分して採択する場合には、一期事業（当該事業のうち、早期に採択される部分をいう。以下同じ。）及び二期事業（当該事業のうち、一期事業以外の部分をいう。以下同じ。）の採択に当たり、二期事業の採択についての地元（申請人又は関係土地改良区及び関係市町村）の意向を確認する書面が提出されていることとする。

(国の負担割合の要件)

第8 要綱第3の「農村振興局長が別に定める要件」は、要綱第2の2に掲げる農業用用排水施設と一体となって効果を発現するものであり、かつ、末端支配面積がおおむね20ha以上の農業用用排水施設であることとする。

[別表第1]

農業用水に関する水質の基準値及び測定法

項目	基準値	測定法
水素イオン濃度 (pH)	6.0以下又は7.5以上	日本産業規格K0102(以下「規格」という)12・1に掲げる方法
化学的酸素要求量 (COD)	6mg/l 以上	規格17に掲げる方法
無機浮遊物質 (SS)	100mg/l 以上	昭和46年12月28日環告59附表6に掲げる方法
溶存酸素 (DO)	5mg/l 以下	規格32に掲げる方法
全窒素濃度 (T-N)	1mg/l 以上	昭和46年12月28日環告59附表7に掲げる方法
砒素	0.05mg/l 以上	規格61に掲げる方法
シアン	検出されること	規格38・1・2及び38・2又は38・1・2及び38・3に掲げる方法
アルキル水銀	検出されること	昭和46年12月28日環告59附表4の第1及び第2に掲げる方法
有機リン	検出されること	昭和46年12月28日環告59附表1及び2又は規格31・1に掲げる方法
カドミウム	0.01mg/l 以上	規格55・2に掲げる方法
鉛	0.1mg/l 以上	規格54・2に掲げる方法
クロム	0.05mg/l 以上	規格65・2に掲げる方法

[別表第2]

農業排水に関する水質の基準値及び測定法

項目	基準値	測定法
水素イオン濃度 (pH)	6.0以下又は8.5以上	規格12・1に掲げる方法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	10mg/l 以上	規格21に掲げる方法
浮遊物質量 (SS)	ゴミ等の浮遊が認められること	昭和46年12月28日環告59附表6に掲げる方法
溶存酸素量 (DO)	2mg/l 以下	規格32に掲げる方法

[別記様式第1号]

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長

土地利用計画の提出について

国営総合農地防災事業実施要領（平成元年7月7日付け元構改D第579号農林水産省構造改善局長通知）第2の10の（1）の規定により、下記のとおり土地利用計画を提出します。

記

1 国営総合農地防災事業の概要

地区名	関係市町村名	総事業費 (億円)	受益面積 (ha)	着工年度	完了予定年度	主な工事内容	備考

2 土地利用計画(計画面積により末端支配面積要件を満たす農業用用排水施設の受益地について)

施設名	現況 (○年度)				計画 (○年度) ^{注)}			
	末端支配面積(ha)				末端支配面積 (ha)			
	田 (ha)	畠 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	田 (ha)	畠 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)

注) 計画年度は、事業完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とする。

[別記様式第2号]

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長

土地利用の実績の報告について

国営総合農地防災事業実施要領（平成元年7月7日付け元構改D第579号農林水産省構造改善局長通知）第2の10の（2）の規定により、下記のとおり土地利用の実績を報告します。

記

1 国営総合農地防災事業実施状況

地区名	関係市町村名	総事業費 (億円)	受益面積 (ha)	着工年度	完了予定年度	主な工事内容	備考

2 土地利用の実績（計画面積により末端支配面積要件を満たす農業用用排水施設の受益地について）

施設名	計画（○年度） ^{注)}				実績（○年度）			
	末端支配面積(ha)				末端支配面積(ha)			
	田 (ha)	畠 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	田 (ha)	畠 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)

注) 改善計画の提出後に土地利用の実績を報告する場合は、計画年度は、改善計画における計画年度とする。

[別記様式第3号]

番 号
年 月 日

(農林水産省) 農村振興局長 殿

地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長

土地利用状況の改善計画について

国営総合農地防災事業実施要領（平成元年7月7日付け元構改D第579号農林水産省構造改善局長通知）第2の10の（4）の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。

記

1 事業名

2 土地利用状況及び原因と課題

施設名	土地利用計画策定時の計画（○年度）				実績（○年度）			
	末端支配面積(ha)				末端支配面積(ha)			
	田 (ha)	畠 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	田 (ha)	畠 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)
土地利用の実績が十分でない原因及び課題								

3 達成状況を踏まえた改善方策

改善時期 (計各年度)	○年度 ^{注)}
改善方策	※改善方策を具体的に記載

注) 改善時期(計画年度)については、改善指導を受けた年度の5年後までのいずれかの年度とする。

[別紙1]

国営〇〇緊急防災等工事計画書

第1章 目的

第2章 地域及び地積

第1節 地域

第2節 地積

第3章 現況

第1節 気象及び海象

- 1 一般気象
- 2 特殊気象
- 3 海象

第2節 土地状況

- 1 地形、土壤
- 2 土地利用の状況
- 3 土地所有の状況

第3節 水利状況

- 1 用水状況
- 2 排水状況
- 3 河川状況

第4節 道路概況

- 1 道路概況

第5節 地域農業の概況

- 1 産業別就業人口
- 2 経営耕地広狭別農業経営体数
- 3 主要家畜頭数
- 4 主要作物作付状況
- 5 農業の動向

第6節 地域環境の概況

第4章 一般計画

第1節 事業計画の要旨

- 1 要旨
- 2 事業別面積

第2節 営農計画及び土地利用計画

- 1 営農計画の概要
- 2 土地利用区分
- 3 作付方式
- 4 生産計画
- 5 労働改善計画

第3節 用水計画

- 1 計画基準年
- 2 計画かんがい方式

3 計画用水系統

4 計画用水量

5 水源計画

第4節 排水計画

1 計画基準雨量

2 計画排水方式

3 計画排水系統

4 計画排水量

5 排水対策

6 滞水検討

第5節 洪水調節計画

1 計画基準雨量

2 計画洪水量及び調節量

3 貯水池

4 洪水調節検討

5 管理計画

第6節 老朽ため池改修計画

1 洪水吐改修計画

2 堤体補強計画

3 取水施設改修計画

第5章 主要工事計画

第1節 用水施設

1 貯水池

2 頭首工

3 揚水機

4 用水路

5 その他かんがい施設

第2節 排水施設

1 排水水門

2 排水機

3 排水路

4 その他排水施設

第3節 洪水調節施設

1 貯水池

2 頭首工及び導水路

第4節 老朽ため池改修施設

1 貯水池

2 堤体補強施設

第6章 附帯工事計画

第7章 工事の着手及び完了の予定時期

第8章 環境との調和への配慮

第9章 事業費の総額及び内訳

第10章 効用

第11章 関連する事業

第12章 現況・計画図面

- 1 現況平面図
- 2 計画平面図及び土地利用計画図
- 3 主要構造図
- 4 図面目録

注1) 緊急防災等工事計画書は、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について」(昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通知)の別紙(2)に定める第1表から第28表までに準じて記載するものとする。

注2) 節又は項に該当する事項のない場合は、当該節又は項については記載しないこととする。

注3) 当該事業実施前後で一般計画に変更が生じない等の場合には、緊急防災等工事計画の内容に影響のない範囲で、関係する節又は項を省略することができる。

(参考) 国営〇〇緊急防災等工事計画書記載要領

項目	記載要領
第1章 目的	当該事業の目的を記載する。
第2章 地域及び地積	
第1節 地域	当該事業の施行に係る地域を記載する。
第2節 地積	当該事業によって受益する土地の現況面積を記載する。
第3章 現況	
第1節 気象及び海象	平均気温、降水量等の気象条件を記載する。なお、当該条件が一般計画及び主要工事計画の内容に影響を及ぼすものでない場合、当該項を省略することができる。
第2節 土地状況	地形条件、土地利用及び土地所有の状況を記載する。なお、当該条件が一般計画及び主要工事計画の内容に影響を及ぼすものでない場合は第1項及び第2項を、土地改良法(昭和24年法律第195号)第90条第2項、第4項又は第6項の規定に基づく負担金の徴収を行わない場合は第3項を、それぞれ省略することができる。
第3節 水利状況	当該事業に関する用排水系統、農業用排水施設及び河川の状況並びにこれらに関する被害状況を記載する。なお、当該条件が一般計画及び主要工事計画の内容に影響を及ぼすものでない場合、当該項は概略の記載としてよい。
第4節 道路概況	受益地内の主要道路等の状況の概略を記載する。
第5節 地域農業の概況	農業経営体数、作付面積等の概況を記載する。なお、当該事業実施前後で地域の営農計画及び土地利用計画に変更が生じない場合、本節を省略することができる。
第6節 地域環境の概況	地域の位置、地形、地勢等について、その特徴を記載する。
第4章 一般計画	

第1節 事業計画の要旨	当該事業計画の要旨（関係市町村、対象面積、事業内容、主要工事概要と目的、地区の目標等）について記載する。
第2節 営農計画及び土地利用計画	当該事業の実施を契機として指向する営農計画及び土地利用計画について記載する。なお、当該事業実施前後で地域の営農計画及び土地利用計画に変更が生じない場合、第2項、第3項及び第5項を省略することができる。
第3節 用水計画	当該事業計画に用水施設が含まれる場合に記載する。なお、当該事業実施前後で第3章第3節の水利状況に変更が生じない場合、第3項から第5項までを省略することができる。
第4節 排水計画	当該事業計画に排水施設が含まれる場合に記載する。なお、当該事業実施前後で第3章第3節の水利状況に変更が生じない場合、第3項から第6項までを省略することができる。
第5節 洪水調節計画	ダム等において洪水調整を行う場合に記載する。
第6節 老朽ため池改修計画	ため池改修（地震対策、豪雨対策又は劣化対策）を行う場合に記載する。
第5章 主要工事計画	
第1節 用水施設	対象施設に用水施設が含まれる場合に当該施設の工事概要を記載する。
第2節 排水施設	対象施設に排水施設が含まれる場合に当該施設の工事概要を記載する。
第3節 洪水調節施設	ダム等において洪水調整を行う場合に当該施設の工事概要を記載する。
第4節 老朽ため池改修施設	対象施設にため池が含まれる場合に当該施設の工事概要を記載する。
第6章 附帯工事計画	附帯工事の内容を記載する。なお、附帯工事がない場合には、該当がない旨を記載する。
第7章 工事の着手及び完了の予定期	当該事業の着手及び完了の予定期を記載する。
第8章 環境との調和への配慮	当該事業の施行に係る環境との調和への配慮について記載する。
第9章 事業費の総額及び内訳	当該事業の総額及びその内訳を記載する。内訳は、主要工事費及び附帯工事費のそれぞれの合計額を記載する。
第10章 効用	当該事業の施行によって生ずる効果について記載する。
第11章 関連する事業	当該事業と一体となって効果を発現する事業について記載する。
第12章 現況・計画図面	現況土地利用及び現況施設、土地利用計画及び施設計画並びに主要施設の構造を表示する。